

議案第35号

令和9年度に愛媛県県立特別支援学校の高等部において使用する教科書を別添目録のとおり採択するものとする。

令和8年8月12日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

議案説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、令和9年度に愛媛県県立特別支援学校の高等部において使用する教科書を採択しようとするものである。

参考

地方教育行政の組織及び運営に
関する法律
(抜粋)

昭和三十一年六月三十日
法律第百六十二号

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

○ 学校教育法〔抄〕

(昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号)

(令元法 44)

第 34 条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

④ 教科用図書及び第 2 項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

⑤ 第 1 項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等については、政令で定める。

第 82 条 第 26 条、第 27 条、第 31 条（第 49 条及び第 62 条において読み替えて準用する場合を含む。）、第 32 条、第 34 条（第 49 条及び第 62 条において準用する場合を含む。）、第 36 条、第 37 条（第 28 条、第 49 条及び第 62 条において準用する場合を含む。）、第 42 条から第 44 条まで、第 47 条及び第 56 条から第 60 条までの規定は特別支援学校に、第 84 条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

附則第 9 条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第 34 条第 1 項（第 49 条、第 49 条の 8、第 62 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○ 学校教育法施行規則〔抄〕

(昭和 22 年 5 月 23 日法律第 11 号)

(令 8 文科令 7)

第 89 条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第 131 条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第 126 条から第 129 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

② 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。